

事務連絡
令和3年4月1日

関係事業所 様

北中城村役場 福祉課
課長 喜納 啓二
〈公 印 省 略〉

(令和3年4月～令和3年9月) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の取扱いについて

標記のことについて、令和3年4月～令和3年9月における取扱いを下記の通り、引き続き適応します。

なお、県内の感染状況に応じて、適応期間を前倒しする可能性もございます。その際には村ホームページに掲載いたしますので、ご確認をお願い致します。

●対象となるサービス提供等の取扱い (※村ホームページに掲載しております)

- ①令和2年4月22日付 事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る計画相談支援の取扱いについて (通知)」
- ②令和2年4月22日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る障害児通所支援等の取扱いについて」
- ③令和2年4月15日付 事務連絡 「新型コロナウイルス感染症に係る日中活動系サービス等の取扱いについて」
- ④令和2年4月15日付 事務連絡「新型コロナ感染症対策に伴う在宅支援等に係る報酬の算定についての報告書の取扱いについて」

●障害児通所支援等の平日における休業日単価の取扱いについて

適用：原則、適用期間における平日の休業日単価の取扱いは行いません。学校等での感染状況に応じては、特例の取り扱いとする場合もございますので、役場担当課まで事前の調整をお願い致します。

※長期休み等の平日については通常通り休業日単価とします。

●障害児通所支援等の支給決定量の増量について

適用：令和3年4月～令和3年9月における支給決定量の増量は行いません。

問い合わせ
北中城村役場 福祉課 社会福祉係
担当：大城
TEL：098-935-2263 (内線 254)
FAX：098-982-0345